第2回 稲城市住所整理地区市民検討会(坂浜地区)

実施日: 令和元年 11 月 7 日 (木) 19 時~ **会 場**: 小田良土地区画整理組合事務所

参加数:委員13名(欠席2名)、事務局2名(黒田課長、山口主事)

『住所整理の手法比較』

市: 住所整理には、「地番整理」と「住居表示」という方法がある。どちらも一長一短であり、自治体毎、地域毎に適した手法を用いることができる。

委員: 一つの丁目の中で地番整理と住居表示を混在できるのか。

市: 混乱するため、丁目毎でどちらかに統一する必要はある。

委員: 坂浜全域で手法を統一したほうがいいのではないか。

市: 土地区画整理区域では、換地処分時に地番の振り直しがある。稲城市住所整理基本方針(以下「基本方針」とする。)策定時に、実施する区域の状況に応じて両方の手法を選択できるようにした。

委員: 土地区画整理等がされていない区域での地番整理は困難と思う。丁目を定めるの みにとどめた方がいいのではないか。

市: それも一案として、今後地区市民検討会で協議をお願いする。

『飛び地の検討』

委員: 多摩カントリークラブも坂浜の飛び地だが、どこかに編入しないのか。

市: 基本方針では、ゴルフ場は対象外としている。

委員: 飛び地を若葉台に編入することは賛成。ただし、周辺に個人所有の坂浜の飛び地が残らないようにすること。

市: 詳細を確認して、次回までに周辺の状況と編入範囲を改めて示す。

『大字界の検討』

委員: 百村境の個人所有地内で坂浜と百村に分かれている箇所は、是正したほうがいい。 所有者には説明が必要と思う。

市: 所有者には個別に説明する。この他に、道路上にある大字界でわかりにくい箇所は 是正する。

委員: 若葉台との境は上谷戸大橋通りで区切れていないため、通りの坂浜側に若葉台の住 所の家がある等の状況は解消されないのか。

市: 多摩ニュータウン区域は、既に地番整理がされており、改めて住所整理をすると影響が大きいため、住所整理の対象外とすることを基本方針で定めている。

『丁目(小字)界の検討』

市: メインの丁目界として、京王線、鶴川街道、三沢川が挙げられるが、どれが適切か。 あるいは、これ以外とするか。

委員: 線路は簡単に渡れるものではないので、丁目界のメインとしてふさわしいと思う。

市: 小田良周辺について、イメージ図では天神通り、多3・4・17 号線、多3・4・36 号線をそれぞれの丁目界に設定しているが、いかがか。

委員: 都市計画決定した道路であれば、丁目界に適切と思う。地域の付き合いまで考慮するときれいな丁目界に設定できない。

委員: 駒沢周辺との境はどこに設定しているか。

市: 現地に道路等がないため、赤道(公図上の道路)に設定している。

委員: イメージ図では九丁目まである。数が多い気がするが、一般的にはどうか。

市: 一般的には八丁目程度に収めている自治体が多い。丁目数が多いということであれば、京王線を境に、坂浜南一~五丁目、坂浜北一~四丁目等も検討できる。

委員: 荒井坂周辺と駒沢周辺を京王線で分けてあるが、駒沢側には家が数件程度なので、 まとめてもらうと自治会の活動がしやすい。

市: 次回まとめたイメージ図等を示すので、検討をお願いする。

第2回検討会で決まったこと

- 飛び地については、若葉台一丁目と若葉台四丁目に編入する。その範囲については改め て検討する。
- 個人所有地内に大字界がある箇所と道路上の分かりにくい箇所については是正するが、 それ以外については現行の大字界のままとする。
- 丁目界については、京王線、多3・4・36 号線、多3・4・17 号線とし、その他については次回検討する。

